

八街市クリーンセンター 維持管理の状況に関する情報【令和3年度】

①ごみ処理量・ガス温度

年度	月	可燃ごみ処理量(t)	ガス温度(°C)				一酸化炭素(ppm)	
			1号炉		2号炉		1号炉	2号炉
			燃焼室温度	除去施設前 (ろ過式集じん器入口)	燃焼室温度	除去施設前 (ろ過式集じん器入口)	煙突	
	基準値	—	800以上	200以下	800以上	200以下	100以下	100以下
2	4	1,692	939	172	937	180	2.3	0.4
	5	1,772	951	180	967	180	4.2	1.7
	6	167	921	180	—	—	9.8	—
	7	2,822	943	180	961	179	3.7	2.7
	8	1,513	938	180	976	180	0.7	2.1
	9	1,525	950	180	970	180	1.6	1.3
	10	1,171	980	180	941	180	1.6	2.7
	11	2,193	956	185	1008	185	2.0	1.3
	12	1,568	930	190	940	190	1.8	1.5
	1	1,700	941	190	987	190	1.6	5.8
	2	1,222	945	190	981	190	2.3	3.0
	3	1,354	982	190	993	190	6.6	3.9

※基準値については、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則」による。

ガス温度は毎日測定。数値は毎月の平均値である。(停止、立ち上げ、立ち下げ時除く)
減温塔・ろ過式集じん器で捕集したばいじんは、飛灰搬送コンベアで搬送されます。

②排ガス中のダイオキシン類濃度測定結果

年度	測定地点			基準値
3	1号炉	採取日	令和3年10月4日	—
		結果の得られた日	令和3年10月28日	—
		測定結果(ng-TEQ/m ³ N)	0.38	1以下
	2号炉	採取日	令和3年12月20日	—
		結果の得られた日	令和4年1月27日	—
		測定結果(ng-TEQ/m ³ N)	0.83	1以下
	動物焼却炉	採取日	令和3年12月17日	—
		結果の得られた日	令和4年1月25日	—
		測定結果(ng-TEQ/m ³ N)	0.0025	1以下

※基準値については、「ダイオキシン類対策特別措置法」による。

③ばい煙等濃度測定結果

年度	測定地点	測定項目		測定年月日	測定結果	基準値	
3	1号炉	ばいじん	g/m ³ N	1回目	令和3年4月16日	0.002未満	0.08以下
				2回目	令和4年2月21日	0.002未満	
		硫黄酸化物	ppm	1回目	令和3年4月16日	1.2	20以下
				2回目	令和4年2月21日	4.1	
		窒素酸化物	ppm	1回目	令和3年4月16日	22	250以下
				2回目	令和4年2月21日	43	
		塩化水素	mg/m ³ N	1回目	令和3年4月16日	9	700以下
				2回目	令和4年2月21日	21	
	2号炉	ばいじん	g/m ³ N	1回目	令和3年4月16日	0.006	0.08以下
				2回目	令和4年2月21日	0.003	
		硫黄酸化物	ppm	1回目	令和3年4月16日	3	20以下
				2回目	令和4年2月21日	3	
		窒素酸化物	ppm	1回目	令和3年4月16日	34	250以下
				2回目	令和4年2月21日	28	
塩化水素	mg/m ³ N	1回目	令和3年4月16日	16	700以下		
		2回目	令和4年2月21日	18			

※基準値については、「大気汚染防止法」による。